表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年６月28日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年７月９日

４　推薦書及び添付書類提出先　京都労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

官　報

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月二十六日（火）

○一般案件（抜粋）

一　環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針の変更について（決定）（環境・文部科学省）

公　告

諮　事　項

保険業法に基づく供託金取戻しの公示

保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定により、次のように公示する。

１．供託者の商号　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー

２．住所　東京都墨田区太平四丁目１番３号

３．清算人氏名　島田　邦雄

４．取戻しをしようとする供託金の額

金200,000,000円

５．前号の供託金につき保険業法（平成７年法律第105号）第190条第６項に基づく権利を有するものは、本公示掲載の翌日から６ヶ月以内に、外国保険会社等供託金規則（平成８年法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出されたい。

６．前号の期間内に申請書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

平成24年６月28日

金融庁長官　畑中龍太郎

工場財団

山形県村山市楯岡北町二丁目５番６号**土谷食品株式会社**の工場財団に、山形県村山市楯岡北町二丁目3266番地土谷食品株式会社土谷食品工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年６月28日

山形地方法務局村山出張所

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成24年７月30日までに沖縄総合事務局財務部金融監督課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①22293004162②與那嶺　薫④沖縄県豊見城市字高安601番地

①22293003405②与那覇義博④沖縄県浦添市前田２丁目４番３号

①22293003546②有限会社ハートフルオート③本村　勝則④沖縄県宮古島市平良西里1018―３

①22293004347②金城　美幸④沖縄県中頭郡北谷町字浜川117―24

①22293001845②吉里　勤④沖縄県うるま市高江洲122番地の１

平成24年６月28日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　ナガタ投資顧問

２．住所　熊本県熊本市中央区下通２丁目３―21

３．代表者の氏名　永田　在東

４．取戻しをしようとする営業保証金の額

5,000,000円

５．上記の者（登録番号九州財務局長（金商）第５号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて九州財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年６月28日

九州財務局長　亀水　　晋

無縁墳墓等改葬公告

四国横断自動車道（阿南～小松島）のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成24年６月28日

国土交通省四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　墳墓等所在地　徳島県小松島市前原町字元村29番

１　墳墓等の名称　不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　「三代目坂東直太**支**」、「坂東直太伜源太良一」、「坂東直兵衛妻」、「直太娘　於スマ」

１　改葬を行おうとする者　徳島県徳島市上吉野町３丁目35番地　国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長　小林　　稔

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第４６４号

東京都新宿区水道町３番１号

申立人　株式会社住宅債権管理回収機構

本籍島根県松江市魚瀬町1178番地、最後の住所島根県出雲市上塩冶町1831番地３、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日平成24年１月20日、出生の場所島根県出雲市、出生年月日昭和26年１月２日、職業不詳

被相続人　亡　村松　　博

事務所島根県出雲市渡橋町435―１大賀良一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福田　真也

松江家庭裁判所出雲支部

平成２４年（家）第１２８号

愛媛県喜多郡内子町川中2097番地

申立人　下柳　俊一

本籍愛媛県喜多郡内子町大字川中甲1350番地、最後の住所不明、死亡の場所愛媛県喜多郡内子町、死亡年月日昭和25年12月18日、出生の場所不詳、出生年月日明治８年７月15日、職業不詳

被相続人　亡　下柳ハナヨ

愛媛県松山市土居田町519番地６

相続財産管理人　井口　　博

松山家庭裁判所大洲支部

平成２４年（家）第３３９号

福岡県京都郡みやこ町勝山黒田975―１

申立人　津田八重子

申立人代理人弁護士　荒牧　啓一

本籍福岡県京都郡みやこ町犀川本庄242番地、最後の住所福岡県京都郡みやこ町犀川本庄144番地の１、死亡の場所福岡県北九州市小倉北区、死亡年月日平成17年１月24日、出生の場所福岡県京都郡犀川町、出生年月日昭和40年８月28日、職業不明

被相続人　亡　秋山　洋子

北九州市小倉北区砂津１丁目11番９―201号

相続財産管理人　弁護士　古賀　貴士

福岡家庭裁判所行橋支部